

広報くしもと有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、串本町が発行する広報くしもと(以下「広報」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 広報に掲載できる広告は、町の広報紙としての品位、イメージを妨げないもの並びに町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業に関するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (7) 町が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (8) 町税、使用料及び町からの貸付金の返済を滞納しているものの広告
- (9) その他掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告の寸法、掲載位置等)

第3条 広告の寸法及び掲載位置等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の大きさは、1件当たり縦46ミリメートル、横85ミリメートル(以下「1種広告」という。)とする。ただし、同一ページの隣り合う2つの広告を1件の広告(以下「2種広告」という。)として掲載する場合の大きさは、縦46ミリメートル、横174ミリメートルとする。
- (2) 広告の掲載位置は、串本町が指定するページの下段とする。
- (3) 広報1号当たりの広告掲載件数は1ページにつき2件とし、合計10件(5ページ)を限度とする。ただし、申込み件数が10件に満たない場合でも、紙面構成の都合上、広報1号当たりの掲載件数については、串本町で決定できるものとする。
- (4) 申し込みのあったそれぞれの広告の掲載位置は串本町で決定する。

(広告を掲載しようとするもの)

第 4 条 広報に広告を掲載しようとするもの(以下「広告主」という。)は、町内に事業所等を有するものとする。ただし、国または地方公共団体その他の公共的団体等は、この限りではない。

(掲載の優先順位)

第 5 条 掲載の優先順位については、掲載件数(2 種広告の場合は 2 件とする。以下同じ。)の多い順とし、掲載件数が同一の場合は抽選により決定する。

(広告掲載料)

第 6 条 広告掲載料は、次のとおりとする。

種類・大きさ	掲載料 (右欄以外の場合)	掲載料 (連続した 6 件以上の掲載件数を申し込む場合)
白黒・ 1 種広告	5,000 円 / 回	3,000 円 / 回
白黒・ 2 種広告	10,000 円 / 回	6,000 円 / 回
カラー・ 1 種広告	10,000 円 / 回	6,000 円 / 回
カラー・ 2 種広告	20,000 円 / 回	12,000 円 / 回

(広告掲載希望者の募集)

第 7 条 町長は広報等により広告の掲載希望者を公募するものとする。

(広告の申込み)

第 8 条 広告主は、串本町有料広告掲載申込書(様式第 1 号。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告の版下(完全な原稿)を添えて、掲載を希望する月の前々月の 25 日までに町長に提出しなければならない。

2 広告の申込みは、広報 1 号につき 1 社 1 広告とする。ただし、同一広告原稿において連続する複数号の申込をすることができる。

3 連続する複数号の掲載を申し込む場合は、年度を越えてすることができない。

(広告掲載の決定)

第 9 条 町長は申込書の提出があったときは、次条に規定する串本町広告選定委員会による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告主に串本町有料広告掲載通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(委員会)

第10条 広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査を行うため、串本町広告選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は企画財政課長とし、副委員長は企画財政課主幹又は副課長の職にある者をもってそれぞれ充てる。
- 4 委員は、企画財政課員をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 委員会の事務局は、企画財政課に置く。

(委員会の会議)

第11条 委員会の会議は(以下「会議」という。)は、広告掲載の申込みがあったときに委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。
- 5 会議を招集するいとまがないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。
- 6 委員長は、第1項の規定により会議を行ったときは、速やかに会議の経過及び内容を町長に報告するものとする。

(広告掲載料の納入)

第12条 広告掲載料は、掲載の決定後町長の指定する期日までに全額納入しなければならない。ただし、町長が認めたときはこの限りではない。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告掲載料は原則として還付しない。ただし、町長は広告主の責めによらない理由又は発行若しくは編集の都合によって、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を負わないものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は次の場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 広告主又は広告内容等が不相当と判断した場合

(インターネット・ホームページ上への広告掲載)

第 1 5 条 インターネット・ホームページ上に掲載する「広報くしもと」(PDF)
には広告を掲載しない。

(広告主の責任等)

第 1 6 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告版下の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取下げ)

第 1 7 条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる
ものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載の取下げをしようとするときは、書
面により町長に申し出なければならない。

(細目)

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。